

下、同八年四月七日正五位上」とある古社にして、神祇志料に「今米津に在り、賀志久利大明神と云ふ、一宮巡詣薩摩國國○按神社傳記、神社」と云へり、今三國名勝圖會に就き之れを尋ぬるに、米津は歸潤村の小子と化せり、平松も亦然らんのみ、三國神社傳記に、本社應神天皇、神功皇后一説玉依姫、第一殿、天照大御神、イ日輪大神宮、第二殿、姫明神、三女神イ字佐明神、神淵津姫命也、第三殿、住吉三殿、右數神を合せて、加紫久利大明神と云ふ、薩州の二ノ宮なり」と見え、鹿藩名勝考に「奉祀住吉大神合祭天照太神、三女神、神功皇后以上神社帳に據る、一説に云ふ三女神の内、淵津姫命、亦字佐明神と稱するを以て、應神の廟諱に誤りて、天皇を以て此廟の主となすは古傳と差へり、加志久利は、蓋地名、齋栗也」とあり、又三國神社傳記に、今按、神功皇后九州を征し三韓を伐つや、住吉大神の稜威を假て以て行き、遂に熊襲を平げ、進で山門縣に至りて、土蜘蛛田油津姫を誅劔せられし由、本紀に見えたり、則於此時當社を創建し、其恩顧に報答し玉ひしにや、凡延喜式に某一座と云ふものは、後世に及で二三神位を附會するもの鮮からず云々、或説に云、當社古き鰐口に加世久利と書けり、或云、此山の名を加世久利山と云ふ、此山より海原を見るに、布加世をクルヤウに海水の見ゆる故に、加世久利と云なり、又加世布利とも云ふと云々、當社は往古小社にて候、寛永元年明神の神體を蛇三重奉、卷死候時の地頭桃山美濃守奇意をなし、西の坊空印を以、薩摩へ奉告、家久公其比田布施へ、御忍に被成、御座、折節御咽氣御煩之處、此事を被聞召上、御祈願旨有之、則御平癒、明寛永二年御造營御再興有之、奉行吉利下總、桃山采女勤之、享保六年吉貴公御再興、同七年遷宮有之、吉貴公以來御家督渥木には、當番頭御代參にて白銀進納有之候、例祭二月三日八月朔日十一月三日右三度之儀、御代參地頭代相勤る、郷士先供三十人鍵挾箱相持する、祭の次第、二月三日庭にて牛舞にて田作の仕形有之、但牛の形の面百姓カブリ袴にて舞ふ、社人白男取麻上下着用、十一月三日前夜二日七番神樂有之、一番舞士烏帽子素襖、一神師、一内侍、一シンカ舞白支度上下の様なる物面カブリ一人前、一

幣舞、又加志久利を薩州の惣廟と唱來候得共、向後は薩州の惣社と唱可申候事、享保五年子正月被仰出候事、別當寺は加志久利山惣持院幸善寺云々」とあり、又三國名勝圖會に據れば、加紫久利とは、此地の箭筈嶽を加紫久利山と云故に、山名を以て社號とす、亦加世久利ともあり、空に向て射る筈に、加世久利と云、文德實錄以下の記録に見えたるは即ち當社なり、社司の記に、往古六十六州始めて分れし時、住吉大神を一州に一祠づつ建られ、當社を薩摩の一祠として建てられしと見ゆ(社)、されば當初は住吉一座なりしを云々、松齡公新塞の功にて、出水郡の封を復せられ給ふや、神領三十石を寄附せらる、又慈眼公三十石を増し附らる、其比迄は茅屋なりしに、寛永元年蛇あり云々、前に同じ略、元和中寺社領減少の時も、本領六十石舊の如くにして改めず、享保九年宥邦公神領百石を寄附し給ひ、神領惣額百六十石に及べり、寶品太刀二、幡二竿以上二條淨國公寄進、幡二淨岸翁寄進、幡二白地に公室の標あり、御短冊二枚大慈公御寄進、御短冊三枚蓮亭御夫人寄進、普門品一帖今公御寄進、此外若干の品あれども、今之を略す(三國名勝圖會)、明治六年五月縣社に列す。

境内神社

例 祭 日 三月四日

會計法適用
指定年月日

神饌幣帛料供進 明治三十九年十二月二十六日
 指定年月日 縣令第五十七號
 氏子戸數 六千三百五十四戸
 崇敬者員數 未詳

○鹿兒島縣大隅國始良郡東國分村大字上井
 縣社 韓國宇豆峯神社